



Title	[資料] 中国裁判逸話集 (北宋太宗朝篇)
Author(s)	佐立, 治人
Citation	関西大学法学論集, 63(5): 1596-1584
Issue Date	2014-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/8354
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

〔資料〕

中国裁判逸話集（北宋太宗朝篇）

佐 立 治 人

目 次

- 第一話 私が犯人だ
- 第二話 潔い一家皆殺し犯
- 第三話 罪をかぶった監督官
- 第四話 逮捕し治療し処刑する
- 第五話 プタが逃げた
- 第六話 嫁の立場
- 第七話 盗賊のプライド

第一話 私が犯人だ

宮崎市定「宋の太祖被弑説について」（『全集』第十卷所収、岩波書店）に拠れば、「宋の太祖が、弟太宗によって弑せられたのではないかと濃厚なる疑惑が古来一部の史家の間に存

中国裁判逸話集（北宋太宗朝篇）

在する。」（九十八頁）という。兄太祖の寝室で二人っきりの時に直接手にかけて殺したというのである。北宋末の宰相蔡京の子である蔡條が著した『鉄圀山叢談』の卷一に記されている次のような太宗のエピソードを読むと、太宗は本当に兄を殺したのではないかという気がしてくる。目的の正しさを帳消しにして余りある太宗の陰險な行動が語られているのである。『鉄圀山叢談』は唐宋史料筆記叢刊（中華書局）本を見た。

【和訳】

太宗は、帝位を嗣ぎますと、天下を服従させる方法が有ればよいがと思いました。ある日、京師の商店街の店で、乞食が施しをもらえなかつたので、門のところで大声で罵って暴

九七（一五九六）

れていました。店の主人が謝つても、いつまでもおさまりませんでした。すぐに百人ばかりの野次馬が集まり、門を取り巻いて見物していますと、突然その中から一人がおどり出て、刀で乞食を刺し殺し、その刀をのこして逃げ去りました。その時はすでに日が暮れていたため、捕り手が追跡しましたがつかまえることができませんでした。

翌日、係官がこの事件を太宗に報告申し上げますと、太宗は大変怒つて、「これは五代の混乱期の悪習に、いまだに染まっている人が、大胆にも国都で白昼に人を殺したのだ。ただちに厳しく捜索して、必ず捕えなさい。」と言いました。係官は罪を恐れ、久しく経つてから、事実を推測して、これは店の主人が怒りの余りに相手を殺したに違いない、と考えました。もうすぐ裁判で事実が認定されます、という報告を受けて、太宗は喜んで言いました。「都知事殿、あなたはどのように慎重に裁判を行ってくれた。けれども、ただ私のためにもう一度だけ審理して、冤罪が無いようにしなさい。それから、犯行に使われた刀を持って来なさい。」

数日も経たないうちに、開封尹は再び皇帝に面会して、被疑者の供述書及び刀をたてまつりました。太宗が「間違いな

いか。」と問いますと、開封尹は「間違いありません。」と答えました。その答えを聞いて太宗は、傍らの若い宦官を顧みて、「私の鞘を取つて来なさい。」と命じました。若い宦官は、「はい。」と返事をして鞘を取つてきますと、すぐに刀を受け取つて鞘の中に納めました。太宗は袖を払つて起ち上がり、簾内に入りながら言いました。「このような有り様では、どうして妄りに無実の人を死刑にしないで済もうか。」

【原文】

太宗始嗣位、思有以帖服中外。一日、鞞下諸肆、有為丐者不得乞、因倚門大罵為無賴者。主人遜謝、久不得解。即有數十百衆、方擁門聚觀、中忽二人躍出、以刀刺丐者死、且遺其刀而去。会日已暮、追捕莫獲。翌日奏聞、太宗大怒、謂是猶習五季亂、乃敢中都白昼殺人。即嚴索捕、期在必得。有司懼罪、久之、迹其事、是乃主人不勝其忿而殺之耳。獄將具、太宗喜曰、卿能用心若是。雖然、第為朕更一覆、母枉焉。且携其刀来。不数日、尹再登对、以獄詞并刀上。太宗問、審乎。曰、審矣。於是、太宗顧旁小内侍、取吾鞘来。小内侍唯命、即奉刀内鞘中。因扞袖而起、入曰、如此、寧不妄殺人。

『続資治通鑑長編』卷十七、開宝九年（九七六）十月甲寅

（二十一日）条に「太宗即位す。」、同月庚申（二十七日）条に

「皇弟永興節度使兼侍中廷美を以て開封尹兼中書令と爲す。」、

同書卷二十三、太平興國七年（九八二）三月癸卯条に「廷美を

開封尹より罷めしむ。」とあるように、太宗が即位した当初か

ら太平興國七年三月までは、太宗の弟である趙廷美が開封尹に

任じられていた。

推理小説の意外な犯人として、事件の捜査に関与した探偵、

警察官、検察官を挙げることができ、犯人を必ず逮捕せよ

と命じた皇帝自身が真犯人であったというのも、意外な犯人と

して申し分ない。

第二話 潔い一家皆殺し犯

正義感が強すぎるのも良し悪しである。江少虞『皇朝類苑』

卷五十四、忠孝節義に「相州部民張某」と題して掲げられてい

る『楊文公談苑』の文章に次のように記されている。『皇朝類

苑』は、董康刊行本の景印本（中文出版社）を見た。紹興十五

年（一一四五）の自序がある。

【和訳】

張洎（九三三―九九六）が語った話です。張洎が相州（現

在の河南省安陽市）の知事であった時、管轄下の民に張某と

いう者がいて、一家六人を殺して、県庁に赴いて自首しまし

た。県はこの案件を州に送上しました。張洎が張某を詰問し

ますと、張某は答えました。「私の家の姻家（自分の姉妹や

娘の嫁ぎ先）は貧乏で、いつもその家からお金を借りていま

した。利息を索められ、少しでも足りない、その家の者に

ののしられ、侮辱されました。私はその様子をじっくり見て、

心が穏やかではなく、姻家のために仇討ちしようと思いまし

た。幸いにもその志を遂げましたが、残念なのは、一家七人

のうち一人を殺しそびれて、生き残らせてしまったことです。

私讐は報いましたから、公法に就くことをお願いします。」

張洎が「人の一家をまるごと殺したのだから、仲間がいる

だろう。」と尋ねますと、張某は「私は死刑になりに出頭し

ましたからには、同謀者を道連れにはしません。」と答えま

した。張洎が「あなたはなぜ逃亡しなかったのか。」と尋ね

ますと、張某は「姻家はその家の隣です、もし賊がつか

まらなかつたら、どうして安心して暮らすことができましょ

うか。」と答えました。張洎が「あなたはどのようにしてすぐに自殺せず、牢に繋がれに来たのか。」と尋ねますと、張某は「私がもし口をつぐんだまま死んでしまったら、私の姻家が殺人計画に関与していないと誰が証明してくれるのでしょうか。それに、一家を殺した事情を天下に明らかにするのがよいと思いました。同じ死ぬのであれば、義のために死ぬのがよいではないですか。」と答えました。

張洎が「私はあなたの死刑を免除して下さるよう皇帝陛下にお願ひしてみます。」と言いますと、張某は「人の一家を殺したのに、生きながらえることができましょうか。それに、いにしえの聖王は、死刑でもって殺人を抑止しました。もし、人を殺して死刑にならなかつたら、殺人はいつまでもなくならないでしょう。どうして自分一人のために天下の法を乱すことを願ひましょうか。さつさと死刑になるのが幸せです。」と答えました。張洎は何度も感嘆しました。とうとう判決を下して張某を死刑に処しました。河北地方ではこの話で持ち切りでした。(原注。楊文公談苑。)

【原文】

張洎言。典相州日、有部民張某、殺一家六人、詣臬自陳。

臬上州。洎詰之。曰、某家之姻、貧困、常取息。少有所負、被其詬辱。我熟覓而心不平、思為姻家報仇。幸畢其志。然所恨、七口而遺其一、使有噍類。私讐已報、願就公法。洎曰、殺人一家、寧無党乎。対曰、某既出身就死、肯復連及同謀。又曰、汝何不亡命。対曰、姻家即其鄰、苟不獲盜、豈得安堵。又曰、汝不即死、何就縲紲。曰、我若減口、誰当辨吾姻之不与謀。又孰与暴其事於天下。等死、死義、可乎。(訓誥。又た其の事を天下に暴くに孰いづ与れぞ。等しく死す、義に死する、可ならんか。) 洎曰、吾將聞上、免汝之死。曰、殺人一家、而苟活。且先王以殺止殺。若殺人不誅、是殺人終無已。豈願以一身乱天下法哉。速死為幸。洎嗟嘆數四。卒案誅。河朔間、無不傳其事者。(原注。楊文公談苑。)

『楊文公談苑』は、翰林學士の楊億(九七四〜一〇二〇)が門人の黃鑑に語った異聞奇説を宋庠が編集したものである。慶暦七年(一〇四七)に宋庠が書いた「談苑序」が『元憲集』巻三十五に収められている。

張洎は『宋史』巻二六七に伝があり、「太平興國四年(九七九)、出でて相州に知す。明年夏、貝州に徙る。是の冬、又た

相州に知す。部内、治まらず。転運使の田錫、其の状を言う。代還す。洎、求見して廷辯す。上、その儒生なるを以て、責むるに吏事を以てせず。詔して問わず。」と記されている。『統資治通鑑長編』卷二十二、太平興国六年（九八二）是歳条に、右に掲げた『楊文公談苑』の文章と同じ文章が記載されている。

『宋刑統』卷十七、賊盜律、殺一家三人及支解人条に、「一家の、死罪に非ざる三人を殺す（中略）者は皆、斬。妻子は流二千里。」と定められているから、一家六人を殺した張某の罪は斬刑に当たり、張某に妻子がいれば、縁坐して流二千里の刑に当てられる。また、『宋刑統』卷一、名例律、十惡条「五に曰わく、不道。」の本注に、「一家の、死罪に非ざる三人を殺す（中略）を謂う。」とあるから、張某の罪は十惡の不道に該当する。十惡に該当する罪を皇帝が特別に減刑してくれることを期待することはできない。

第三話 罪をかぶつた監督官

喬維岳（九二六―一〇〇二）は、有能な官僚であつただけではなく、情け深い人もあつた。太平興国九年（九八四）二月、喬維岳は淮南転運使に任じられた。転運使は、州県の官吏を監

督する官である。『統資治通鑑長編』卷二十五、雍熙元年二月条に、喬維岳が淮南転運使であつた時の次のようなエピソードが記されている。

【和訳】

ある時、管轄する州県を巡察して泗州（現在の江蘇省盱眙県）に到り、冤罪の囚人がいないかどうか調べました。法掾（司法參軍のこと。裁判で適用すべき法律の検出を担当する。）がある囚人を誤つて死刑に当たると断定したことがわかりました。維岳が詰問しますと、法掾はうなだれて罪を認めました。そして泣きながら言いました。「私には八十歳を越えた母がいます。今、罪を獲ますと、母が生活できなくなつてしまいます。」維岳はかわいそうに思ったので、「後日、朝廷の命令で取り調べられる時には、転運使が囚人の罪をこのように決めさせたのだ、とだけ陳述して下さい。」と言いました。法掾は維岳の言葉通りにして、罪を免れることができました。一方、維岳は、贖銅（原文。贖金）百二十斤の処分を科され、転運使の職を罷免されました。

【原文】

嘗按部、至泗州、慮獄。法掾、誤斷囚、至死。維岳、詰之。法掾俯伏、且泣曰、有母八十余。今獲罪、則母不能活矣。維岳閱之、因謂曰、他日、朝制按問、第云轉運使令処茲。法掾如其言、獲免。維岳、坐贖金百二十斤、罷使職。

【訓読】

嘗て部を按じ、泗州に至り獄を慮す。法掾、囚を誤断して死に至らしむ。維岳これを詰す。法掾、俯伏し、且つ泣きて曰わく、母有り、八十余。今、罪を獲ば、則ち母、活くる能わず、と。維岳これを聞れみ、因りて謂いて曰わく、他日、朝制にて按問するときは、第だ、転運使、茲れを処せしむと云え、と。法掾、其の言の如くし、免かるるを獲たり。維岳は贖金百二十斤に坐せられ、使職を罷せらる。

『宋刑統』卷三十、断獄律、官司出入人罪条に、「官司、人を罪に入るる者は、もし全罪に入れば、全罪を以て論ず。(中略) 徒流より死罪に入るるも亦た全罪を以て論ず。(中略) もし罪を断じて入るるに失する者は、各々三等を減ず。(中略) もし未だ決放せず、(中略) もしくは囚、自死せば、各々一等

を減ずるを聽す。」と定められているから、囚人を誤つて死刑に当たると断定した裁判官の罪は、死罪から三等を減じて徒二年半である。もし囚人の死刑がまだ執行されていないならば、さらに一等を減じて徒二年となる。そして、『宋刑統』卷二、名例律、応議請減条に拠つて、九品以上の官が流罪以下の罪を犯した時は、官当あるいは贖の処分を受け、実刑を免れることができる。泗州は上州であり、『宋史』卷八十八、地理志、上州の司法參軍は従八品官である(『宋史』卷一六八、職官志)。ところが、泗州の法掾は、自分が死刑に処されるかのように、「今、罪を獲ますと、母が生活できなくなってしまう。」と言っている。また実際、喬維岳が科された贖銅百二十斤は、死刑を贖う額である(『宋刑統』卷一、名例律、五刑条。不可解である。

なお、右に掲げた『長編』の文章と同じ文章が、『宋史』卷三百七、喬維岳伝にも記載されている。

第四話 逮捕し治療し処刑する

范正辞(九三六―一〇一〇)は、職務を果たすために勇敢に行動する人であった。雍熙四年(九八七)九月、江南転運副使

に任じられた。『統資治通鑑長編』卷二十八、同年同月庚辰条に、江南転運副使在職中の次のようなエピソードが記されている。

【和訳】

饒州（現在の江西省波陽県）の民で億万長者の甘紹という人が群盗の掠奪を被りました。州の係官は十四人を逮捕しました。犯罪事実が認定され、死刑の判決が下されました。范正辞が饒州を監督しに来て、その十四人を牢から引き出して尋問しました。囚人は皆、涙を流しました。正辞は彼らが冤罪であると察し、命じて彼らを他の官署に移して取り調べを行わせました。ほどなく、ある民が群盗の居場所を通報しました。正辞は潜かに監軍の王愿という人を召し、賊を捕えさせようとしたが、王愿が正辞の所に到らないうちに、群盗は、居場所を知られたと覺つて逃げ去りました。正辞はただちに単騎で州城を出て、三十里進んだ所で群盗に追いつきました。賊は弓を引き、長矛を持って逼ってきました。正辞は大声を上げて、鞭で賊を撃ちました。賊の一人の面目に鞭があたり、その賊は倒れ伏しました。彼は刃で自殺しようとして

しましたが死ぬませんでした。他の賊は長江を渡って散り散りに逃げ、追いかけてもつかまえることができませんでした。その負傷した賊はまだ息がありました。傍らに賊物が棄てられていました。正辞は、急いでその賊を馬に載せて帰り、医者に命じて薬をつけさせました。傷が癒えてから、その罪状を取り調べ、死刑に処しました。一方、件の十四人は全員、釈放されました。

【原文】

饒州民甘紹者、積財鉅万、為群盜所掠。州捕繫十四人、獄具、將（『宋史』卷三百四「当」に作る。）死。正辞、行部引問之。囚皆泣下。正辞、察其非寔、命徙他所詢鞫。既而民有告群盜所在者。正辞潜召監軍王愿。未至。盜覺遁去。正辞即单騎出郭、三十里追及之。賊控弦持稍来逼。正辞大呼、以鞭擊之。中賊双目、仆之。賊自刃不死。餘賊渡江散走、追之不獲。其被傷者有餘息。傍得所棄賊。正辞即載歸、令医傳藥。創既愈、究其姦狀、伏法。而前十四人、皆得釈。

この文章と同じ文章が鄭克『折獄龜鑑』卷二、積冤下、孔循、洪邁『容齋四筆』卷十三、范正辞治饒州、『宋史』卷三百四、

范正辞伝にも記載されているが、『折獄龜鑑』及び『容齋四筆』の文章では、「令医傳藥。創既愈。(訓読。医をして薬を傳けしむ。創、既に愈ゆ。)」という句が省略されている。『折獄龜鑑』の文章には「本伝に見ゆ。」と注記されており、この「本伝」

は「太祖・太宗・真宗三朝国史」の范正辞伝を指すであろうから、『長編』のこの文章も『三朝国史』の范正辞伝から採ったものであろう。

「医をして薬をつけしむ。きず既に愈え、その姦状を究む。」とあるが、『宋刑統』巻二十九、断獄律、囚応請給医薬衣食門に掲げられている「獄官令」に、「獄囚、疾病有らば、主司、陳牒し、長官、親驗して実を知り、医薬を給して治療す。」同じく「唐長興二年(九三二)四月二日敕節文」に、「あるいは病囚有らば、当時に人を差して診候治療せしめ、瘥ゆる後、犯すところの軽重に抛り決断す。」と定められているように、病気になった囚人(当然、負傷した囚人も含むであろう)は、治療しなければならず、癒えてから、判決を下すきまりであった。

第五話 ブタが逃げた

皇城の南門である宣徳門の外に「登聞鼓」と呼ばれる太鼓が置かれていた(周密『齊東野語』巻八)。冤罪に陥っている人や権利が実現しない人が登聞鼓を撃つて、皇帝に訴えることができた。登聞鼓を撃つて皇帝に訴えた案件のうち、最も小さな案件は、次に掲げる『統資治通鑑長編』巻三十四、淳化四年(九九三)十月癸未条に見られるものであろう。

【和訳】

京畿(開封府管内)の民の牟暉という人が、登聞鼓を撃つて、家の奴僕が雄のブタ一匹に逃げられた、と訴えました。太宗は、詔して銭千枚を与えるよう命じ、ブタの値段を償いました。そして宰相に「このような細事をことごとく私に訴えてくるのだ。私の方でもその訴えを聴いて判決するのだから大笑いだよ。だけれども、どんな小さな事にも耳を傾けるといふこの心を用いて天下に臨めば、冤民はいなくなるだろうね。」と語りました。

【原文】

京畿民牟暉、擊登聞鼓、訴家奴失豕豚一。詔令賜千錢、償其

直。因語宰相曰、以此細事、悉訴于朕、亦為聽決。大可笑也。然推此心、以臨天下、可以無冤民矣。

『長編』の編者李燾は、この文章の後に「王得臣『塵史』は誤って此の事を以て太祖朝と為す。今、『国史』の「志」に従う。」と注を附けている。そこで『塵史』の記述を確かめてみると、同書卷一、睿謨に次のように記されている。『塵史』は、政和五年（一一一五）の自序がある。四庫全書本の影印本を見た。

【和訳】

鄭毅夫がある時話しました。太祖朝に、登聞鼓を鳴らして、逃げたブタを捜して下さいと訴えた者がいました。太祖は忠献趙公（趙普、忠献は諡号。）に手詔（詔勅を作成する正式な手続きを踏まずに皇帝が自分で書いたみことり。）を下して言いました。「今日、ある人が登聞鼓を鳴らしに来て、逃げたブタを捜しているのですが知りませんか、と私に尋ねました。私が何でまた彼のブタを見たことがあるでしょうかか。とは言え、私が卿と共に喜びたいのは、登聞鼓を鳴らす人が

このような細事しか訴えないことから、天下に冤民がないということがわかったからです。」

【原文】

鄭毅夫嘗説。藝祖朝、声登聞鼓、求亡猪者。上、手詔忠献趙公曰、今日有人、声登聞、来問朕、覓亡猪。朕又何嘗見他猪耶。然与卿共喜者、知天下無冤民。

【訓読】

鄭毅夫、嘗て説く。藝祖朝、登聞鼓を声して亡猪を求むる者あり。上、忠献趙公に手詔して曰わく、今日、人有り、登聞を声して、来たりて朕に問い、亡猪を覓む。朕又た何ぞ嘗て他猪を見んや。然れども、卿と共に喜ぶは、天下に冤民無きを知ればなり。

鄭毅夫は、名は獬、毅夫は字である。熙寧五年（一〇七二）に五十一歳で歿した。『宋史』卷三二二に伝がある。太祖朝も太宗朝も鄭獬が生まれる前の時代であるから、『国史』に従ったという『長編』の記事の方が信頼できそうであるが、実はそうとも限らない。というのは、『国史』は「太祖・太宗・真宗三朝国史」を指すであろうが、『三朝国史』の材料として用い

られた『太祖実録』『太宗実録』のうち『太祖実録』は、太宗自らの手で添削されて、太宗に都合よく改められたものであり（笹沙雅章『宋の太祖と太宗』清水書院、一九八四年。一四三頁から七頁）、太祖にまつわる史実が太宗にまつわる史実にされて『太宗実録』に記されていたかもしれないからである。

第六話 嫁の立場

曹彬（九三一―九九九）は、初代太祖に仕えて、蜀及び江南両国の平定に大功があった。太宗が即位すると、宰相に任じられた。雍熙四年（九八七）、武寧軍節度使となり、徐州（現在の江蘇省徐州市）を治めた。その時のエピソードが司馬光『涑水記聞』巻二に次のように記されている。

【和訳】

門下侍中の曹彬は、思いやりのある寛大な性格で、数国を平定しましたが、妄りに人を斬ったことはありませんでした。徐州の知事であった時、ある吏人が罪を犯しました。曹彬は、判決文ができてから一年が過ぎてようやくその吏人に杖刑を行いました。人々は皆、その意味がわかりませんでした。曹

彬は、「私はこの人が妻を娶ったばかりだと聞きました。もしすぐにこの人に杖刑を行つたならば、彼の父母である舅姑は必ず、嫁が不幸をもたらしたと思つて嫁を憎み、朝晩、嫁を笞打ち罵つて、生きてゆくことができなくなつたでしょう。ですから私は杖刑を行うのを遅らせたのです。一方で彼の罪は赦さなかつたのです。」と説明しました。曹彬の心遣いはこのようなものでした。

【原文】

曹侍中彬、為人仁愛多恕。平数国、未嘗妄斬人。嘗知徐州、有吏犯罪。既立案、逾年、然後杖之。人皆不曉其旨。彬曰、吾聞、此人新娶婦。若杖之、彼（宋史）卷二五八、曹彬伝は「彼」字なし。）其舅姑、必以婦為不利而惡之、朝夕笞罵、使不能自存。吾故緩其事、而法亦不赦也。其用志如此。（原注。張錫云。）

「既に立案し、年を逾え、然る後にこれを杖す。」とあるが、「立案」とは、文書を作成したが、まだ長官が署名していない状態を意味する。『宋刑統』巻二十九、斷獄律、訊囚条に、「事、須らく訊問すべき者は、立案同判し、然る後に拷訊す。」とい

う文があり、同条の疏に「事、須らく訊問すべき者は、立案し、現在の長官の同判を取りて、然る後に拷訊す。」と説明されている。曹彬は、責任官司が作成した判決文に署名せず、被告の吏人を釈放して、一年間、従来通り勤務させた後、判決文に署名して、ただちに吏人に杖刑を執行したのである。杖刑の判決が下されると、ただちに杖刑を執行しなければならないのが不文のきまりであった。

第七話 盜賊のプライド

宋朝では二種類の捕盜官が配備されていた。県尉と巡檢である。県尉は各県内で活動した。巡檢は、州城や県城の外に設けられた巡檢寨に駐在し、管区内の州県で軍兵を率いて盜賊を追捕した。県尉が文官であるのに対し、巡檢は、武階を持つ者が任じられる武官である。同じ巡檢でも、人によって能力に差があったの言うまでもない。司馬光『涑水記聞』卷二に次のような話が記されている。

【和訳】

太宗の末年（太宗は至道三年（九九七）三月に崩じた。）、

中国裁判逸話集（北宋太宗朝篇）

關中（現在の陝西省に当たる地域）に群盜がいて、馬四十匹を持っていました。日ごろ、富平県（耀州に属する。現在の陝西省富平県の北北東。）の人を怨んでいて、必ず富平県の人を皆殺しにしようと決心していました。農民を駆り出して、もっこやすきをかつかせて、ついて来させて言いました。

「我々は富平県に勝って、必ずその城郭を平らにします。」富平県の人には恐れて、大勢で荊姚鎮（華州に属する。現在の陝西省蒲城県の南西。）にやって来て、同州巡檢（同州は現在の陝西省大荔県。）の侯舍人に会見して急を告げました。

侯舍人は以前から威名がありました。兵隊を率いて富平県の北で待ち伏せしました。群盜はこれを聞いて、富平県を捨てて攻めることなく通り過ぎました。侯舍人は兵隊を移して県城の西で群盜と対峙しました。兵士全員に弩（いしゆみ）を持たせ、闇雲に発射してはならないと戒めて言いました。「賊は皆、よろいを着ているので、射抜くことはできません。その馬を射て下さい。馬はよろいを着せられていない上に、掠奪して得たところのものですから、戦さに慣れていないのです。これを射れば、必ずびっくりして逃げ出すでしょう。」合戦が始まりますと、兵隊の弩が一斉に発射され、

賊の馬は予想通りびっくりして跳ね上がり、ちり散りに逃げ出しました。兵隊に総攻撃を命じ、盗賊を捕獲したり斬り殺したりして、群盗をほぼ全滅させました。

残りの盗賊はちり散りに他の州に逃げ込みました。ある巡検がその一人を捕え、自分の手柄にして、州城に送り届けました。その盗賊は、「私はこの巡検に捕えられたではありません。侯舍人に捕えられたのです。」と固く言い張りません。巡検は怒って、自身で牢獄にやって来て、盗賊を責めて言いました。「君は私に捕えられたのではなくて何だと言うのかね。」盗賊が答えました。「私は以前、あなたと某地で遭遇しました。その時あなたはどのように私をつかまえたのですか。私はまたあなたと某地で遭遇しました。あなたはその時、武器を棄てて逃げましたね。どうして私をつかまえたのですか。私は侯舍人に撃ち破られて、あわてふためいているうちに、あなたに捕えられたのです。これはいわゆる、敗軍の兵卒は、ほうきで打つことができる、という場合であって、どうしてあなたの智力だけで対処することができたでしょうか。」巡検は恥し入って退出しました。

【原文】

太宗末、関中群盗、有馬四十疋。常有怨於富平人、志必屠之。駭略農人、使荷畚鍤隨之。曰、吾克富平、必夷其城郭。富平人恐、群詣荆姚、見同州巡檢侯舍人告急。舍人素有威名。率衆伏於邑北。群盜聞之、捨富平不攻而去。舍人引兵於邑西邀之。令士皆傳弩、戒勿妄發、曰、賊皆有甲、不可射。射其馬。馬無具裝、又劫掠所得、非素習戰也。射之必將驚潰。既而合戰、衆弩俱發、賊馬果驚躍散走。縱兵擊之、俘斬略盡。餘党散入他州。巡檢獲之、自以為功、送詣州邑。盜固稱、我非此巡檢所獲、乃侯舍人所獲他。巡檢怒、自詣獄、責之曰、爾非我所獲而何。盜曰、我昔与君遇於某地、君是時何不擒我邪。我又与君遇於某地、君是時棄兵而走。何不擒我邪。我為侯舍人所破、狼狽失拋、為君所得。此所謂敗軍之卒、拳帶可撲、豈君智力所能獨辦邪。巡檢慙而退。(原注。公三六。)

『宋史』卷二五四、侯延広伝の記述から、「侯舍人」は同・鄜・坊・延・丹州縁辺都巡檢使の侯延広(九四七〜九九六)であることが知られる。群盗のかしらは叛卒(他国に逃亡した兵卒)の劉渥であった。侯延広が率いる数百人の兵隊と劉渥が率

いる千人余りの群盜は、富平県城の西十五里の地で対峙し、合戦が始まると、侯延広と劉渥とは大樹の下で一騎打ちし、侯延広が劉渥の右腕を切り落とした、という。

『宋史』卷三百八、盧斌伝に、「端拱中（九八八〜九九九）、又た永興軍・華州巡檢と為る（永興軍は京兆府である。京兆府は、富平県が属する耀州の南隣、華州は耀州の東隣である。）。時に大賊侯和尚・劉渥、興平・櫟陽を劫し（興平も櫟陽も京兆府の属県。）、捕賊官二人を殺す。斌、兵を率いて掩襲し、且つ追ひ且つ鬪い、（中略）復た耀州に至り、擒斬、並びに尽くす。」と記されているから、侯延広と劉渥とが戦つたのは、端拱年間の出来事であつたことが知られる。

「侯舍人」の「舍人」は、侯延広が閤門通事舍人の官を帯びていたことを表しているであろうが、『宋史』本伝には侯延広が閤門通事舍人に任じられたことは記されていない。閤門通事舍人は武臣の名譽職である（梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、昭和六十年）第二章第三節）。